

美保南体育館運営委員会会則

(名称)

第1条 この会は、美保南体育館運営委員会(以下「本会」という。)と称する。

(構成)

第2条 本会は、以下の団体から選出された委員をもって構成する。

- (1) 美保南地区区長会 3名
- (2) 美保南地区体育振興会 4名
- (3) 美保地区体育会 2名
- (4) 美保南地区公民館 1名

(事務局)

第3条 本会の事務局は、美保南地区公民館に置く。

(目的)

第4条 本会は、鳥取市美保南体育館運営委託協定書(以下「協定書」という。)に定める目的に踏まえ、体育館の自主的かつ効率的な運営を行い、地域住民の体育振興と健康増進に寄与することを目的とする。

(管理・運営事項)

第5条 本会は、協定書第2条に掲げる以下の事項について適切な管理・運営を行うこととする。

- (1) 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づく体育館の管理及び運営に関すること。
- (2) 体育館の月例利用計画の策定及び効率的な運営並びに体育館の保全に関すること。
- (3) 体育館の月例報告書の提出に関すること。
- (4) 体育館施設及び器具等の適正管理に関すること。
- (5) 体育館管理に必要な書類の作成に関すること。
- (6) 体育館の会計事務に関すること。
- (7) その他体育館の管理・運営に必要と認める事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 事務局長は、本会の会務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第8条 会長は、美保南地区区長会長をもって充てる。

- 2 副会長は、美保南地区体育振興会長及び美保地区体育会長をもって充てる。
- 3 事務局長は、美保南地区公民館長をもって充てる。
- 4 監事は、美保南地区体育振興会委員をもって充てる。

(役員・委員の任期)

第9条 役員及び委員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(調整委員)

第10条 本会の円滑な運営を図るため、調整委員を置く。

- 2 調整委員は、美保地区体育会及び美保南地区体育振興会からそれぞれ2名を選出するものとし、会長が任命する。
- 3 調整委員は、必要に応じて利用計画を調整し、調整結果を事務局長に報告するものとする。

(会議)

第11条 運営委員会は、必要に応じて開催するものとする。

- 2 運営委員会は、第5条に掲げる所掌事項について協議・審議する。
- 3 運営委員会は会長が招集し、議長を務める。

(経費)

第12条 体育館の運営経費は、施設管理料及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

(事務局員及び管理員)

第14条 事務局に、事務局員及び管理員を置く。

- 2 事務局員及び管理員は、美保南地区公民館職員に委嘱する。
- 3 事務局員は、次に掲げる業務を処理する。
 - (1) 体育館月例利用状況報告に関すること
 - (2) 体育館の使用に関すること
 - (3) 運営委員会の会計事務に関すること
 - (4) その他体育館利用事務に関すること
- 4 管理員は、協定書第5条に定める次の業務を処理する。
 - (1) 体育館の鍵を保管し、使用に際し鍵の貸し出し及び返却
 - (2) 定期的に巡視し、体育館の状況の把握
 - (3) 鳥取市との連絡調整

(運営細則)

第15条 体育館使用に係る手続き及び管理・運営に係る取り扱いについては、運営委員会に諮って別途定めるものとする。

附則

- 1 この会則は、平成19年6月20日から交付し、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成7年4月1日施行「鳥取市美保南体育館運営委員会規約」は廃止する。
- 3 この会則は、平成24年6月6日一部改正し、平成24年度から施行する。